

アレハ直ニ督促ヲ爲シ且毎年四月及十月ニ於テ會費滞納者ノ調査ヲ爲シ之ヲ主事ニ報告スヘシ

### 第五章 人事部

第二十九條 人事部ハ左ノ事務ヲ取扱フ

- 一 會員ノ入退復會及乗下船ニ關スル事務
  - 二 會員ニ關スル弔問慰籍若ハ家事ノ補助ニ關スル件
  - 三 會員名簿及會員住所簿ノ整理保管
  - 四 會員ノ就職紹介ニ關スル件
  - 五 船員ノ雷給關係及船員ノ待遇ニ關スル調査及統計
- 第三十條 入退復會ノ申込者アルトキハ人事主任ハ申込書式ヲ檢シ必要ナル參考書類ヲ附シ主事ヲ經テ專務理事ニ提出スヘシ
- 理事者ハ評議員會ニ於テ前項申込ノ承認ヲ爲シタルトキハ

送附ナク本會規則ニ定ムル様式ニ依リ各本人ニ通知ヲ發スルト共ニ其ノ旨會員名簿ニ登錄シ且ツ各部主任ニ通知スヘシ

- 第三十一條 人事主任ハ會員名簿及會員住所簿ヲ備ヘ置キ移動アル毎ニ之ヲ訂正整理シ常ニ現狀ヲ明瞭正確ナラシメ且毎月二十五日ノ現在ニテ會員ノ入退復會乗下船及住所移動ノ三件ヲ會報ニ掲載スヘシ
- 第三十二條 人事主任ハ會員ニシテ災害ニ遭遇シタル者アルトキハ直ニ主事ニ報告スルト共ニ弔問慰籍ノ意ヲ表シ又常ニ其個守宅ニ注意シ冠婚葬祭ニ際シ必要アルトキハ家事ノ補助ヲ爲シ又ハ其便宜ヲ計ルヘシ
- 第三十三條 人事主任ハ休職會員ノ履歷書ヲ集メ整理シ置キ希望ニ應シ就職ノ紹介ヲ爲スヘシ